

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和5年 7月 21日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区芝浦三丁目1番21号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 三菱自動車工業株式会社 代表執行役 加藤 隆雄

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	1837 台	23 台	51 台	1786 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	119 台	2 台	1 台	118 台				
前年度に第一種特定製 品に充填及び回収を行 った冷媒用代替フロ ンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	155	キログラム	136.9	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	107	キログラム	18.6	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	・WEBデーターベースを利用して社内で所有している第一種特定製品の管理、簡易点検及び点検記録の保存を行い、関係社員の誰もがいつでも閲覧出来る仕組みを導入している。また、点検時期が近づくと社内取り纏め部署から関係部署へお知らせメールを発信し、確実に点検を実施できるような体制をとっている。							
	廃 棄 時	・社内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう、社内標準書にまとめ運用している。 ・第一種特定製品の廃棄後の点検記録簿の保存もWEBデーターベース上で行っており、点検記録簿をいつでも閲覧できる仕組みを導入している。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	・所内で管理しているエアコン全てに対して、夏期前及び冬季前に試運転を実施し、異音の発生等がないか確認した。							
	廃 棄 時	・第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、計画部署に対し現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品あるいはノンフロン製品を設置するよう社内標準書を通じて促す。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。